

長野市での新たな森林経営管理制度の流れ（素案）

1 意向調査

今回の調査です。決められた地域の中の森林所有者の皆様に、所有している森林の今後の経営管理の方法についての意向を調査します。

2 調査のとりまとめと林業事業体への提示

調査の結果、「長野市の仲介で林業事業体に手入れ（又は長期的経営）を依頼したい」と回答した森林については、経営管理を行う林業事業体とのマッチングを行います。

3 森林経営管理協定書の締結

林業事業体と森林所有者、長野市の三者間で森林の経営管理方針を決め、「森林経営管理協定」を締結します。協定書は、10年間の森林の経営管理の方針について定めます。1回ごとの保育や伐採については、林業事業体と事業の同意書や契約書を取り交わしてください。

（事業体が国・県の補助金を活用する場合は、補助事業に応じて別の協定書や契約書となる場合があります）

4 事業の実施

林業事業体は、協定書の計画に従って伐採や保育などの事業を実施します。事業によっては、国・県・市の補助金を活用する場合がありますが、補助金の申請などは林業事業体が行います。木材の売り上げによって利益がある場合は、森林所有者に支払われます。事業実施前に、事業の費用や利益の配分について、林業事業体と森林所有者の2者で同意書や契約書を取り交わしてください。

5 事業実施後

事業の実施後も、協定書に定められた計画に従って森林の経営管理を行います。協定期間内は、森林以外への転用はしないでください。協定期間終了後も、補助事業を活用して手入れをした森林については、一定の期間（翌年度4月1日から起算して5年間）が経過するまでは、皆伐や森林以外への転用が禁止されますのでご注意ください。